

消費者安全法に基づく国会報告について

平成 25 年 6 月

1. 根拠

・ 消費者安全法第 13 条第 1 項では、内閣総理大臣は、行政機関、地方公共団体等からの通知により得た情報その他消費者事故等に関する情報の集約及び分析を行い、その結果を取りまとめることとされている。

・ 取りまとめたものは、同条第 4 項にて国会に対して報告することとされている。なお、同項は、消費者安全法案の国会審議にて追加されたもの。

※消費者安全法の衆参附帯決議では、適時適切に国会に対し報告しなければならない、とされている。

2. 報告実績

・ 平成 22 年 6 月に、本法律に基づく初めての国会報告を行って以降、これまでに合計 6 回の報告を行ってきた。

(参考)

- 第1回(H21.9.1～H22.3.31) :平成 22 年 6 月 15 日閣議決定
- 第2回(H22.4.1～H22.9.30) :平成 23 年 2 月 25 日閣議決定
- 第3回(H22.10.1～H23.3.31) :平成 23 年 6 月 17 日閣議決定
- 第4回(H23.4.1～H23.9.30) :平成 24 年 2 月 10 日閣議決定
- 第5回(H23.10.1～H24.3.31) :平成 24 年 6 月 8 日閣議決定
- 第6回(H24.4.1～H24.9.30) :平成 25 年 2 月 15 日閣議決定

3. 今回の対応案

- ・ 今回の第 7 回報告の対象期間は、平成 24 年 10 月から平成 25 年 3 月まで。
- ・ 平成 25 年 6 月 21 日に閣議決定し、国会に報告。

4. 構成

- ・ 消費者安全法に基づき通知された消費者事故等に関する情報や PIO-NET を通じて収集された情報について集約。
- ・ 消費者安全法に基づき消費者庁が行った措置や消費者安全法以外の法執行・各種情報提供について記載。

5. 報告のポイント

【消費者事故等に関する情報の概要】

○重大事故等は減少（平成 24 年度下半期 686 件、前年同期比増減率 10.9%減。以下同様）。

- ・車両や家電製品等の「火災」に関する通知が大半だが、件数は減少。
- ・乗合バス等の事故により「転落・転倒・不安定」の件数が増加。

○重大事故等を除く消費者事故等のうち、生命身体事故等（844 件、12.1%増）は増加したが、財産事案（4,680 件、16.6%減）は減少。

- ・重大事故等を除く生命身体事故等は、ノロウイルスの流行による「食中毒」や携帯型空間除菌剤による「化学物質による危険」が増加。
- ・財産事案は、「金融・保険サービス」が中長期的に減少傾向。特に「デリバティブ取引」（先物取引など）、「ファンド型投資商品」（鉱山権など）が大きく減少している。

○OPIO-NET に収集された相談情報はほぼ横ばい（413,266 件、0.2%減）。このうち、危害・危険情報は減少（6,557 件、19.0%減）。

- ・「食料品」（健康食品等）が増加。
- ・危害・危険情報の減少要因としては、昨年増加した「保健衛生品」の減少（特に「化粧品・石鹸」のアレルギー）があげられる。

【消費者被害の発生又は拡大防止に関する取組】

○消費者安全法第 38 条に基づく注意喚起（4 件）

- ・iPS細胞作製に係る特許権の「知的財産分与譲渡権」の勧誘に関する注意喚起
- ・通信販売を装った「SIMフリースマートフォン」の勧誘に関する注意喚起
- ・携帯型空間除菌剤「ウイルスプロテクター」の使用中止に関する注意喚起
- ・ワールドオーシャンファームやL&Gの被害回復に係る勧誘に関する注意喚起

○安全に関する注意喚起（12 件^{※1}）

（※1 消費者安全法又は消費生活用製品安全法によって入手した情報に基づく情報提供）

- ・介護ベッドの手すり等による事故に関する注意喚起
- ・エレベーターでの事故に関する注意喚起
- ・火災の疑いがあるリコール製品に関する注意喚起 等

○表示・取引に関する法執行等

- ・特定商取引法に基づく業務停止命令及び指示（カニなどの海産物、健康食品等）
- ・いわゆる「脱法ドラッグ」の通販サイトに対する表示の是正要請
- ・財布や鞆等の模倣品の販売が確認された海外ウェブサイトに関する情報提供 等

○「東日本大震災」に関する情報提供

- ・「食べ物と放射性物質のはなし」のポスター及びリーフレットの配布
- ・消費者とのリスクコミュニケーションの実施（85 回^{※2}） 等

（※2 平成24年度下半期の消費者庁の主催・共催及び地方公共団体等が開催する講演会等への協力）